

福祉サービスに関する苦情解決取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、利用者個人の権利を擁護するとともに、社会福祉法第82条の規定に基づき、苦情解決に関する必要な事項を定め、福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）等からの苦情に適切に対応し、福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(苦情解決責任者)

第2条 苦情解決の責任主体を明確にするため、苦情解決責任者を置く。

2 苦情解決責任者は、常務理事（正責任者）、理事（副責任者）をもって充てる。

(苦情受付担当者)

第3条 利用者等が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を置く。

2 理事長は、職員の中から苦情受付担当者を任命する。

(苦情受付担当者の職務)

第4条 苦情受付担当者は次の職務を行う。

- (1) 利用者等からの苦情の受付
- (2) 苦情内容、利用者等の意向等の確認と記録
- (3) 受付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告
- (4) 苦情申出人との話し合いによる解決に向けた取り組み
- (5) 一旦未解決となった苦情案件が解決した場合、苦情解決結果報告書の記録

(第三者委員の設置)

第5条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数の第三者委員（以下「委員」という。）を設置する。

- 2 委員は、苦情解決を円滑・円満に図ることができ、世間からの信頼性を有する者の中から理事長が選考し、理事会の承認を得て理事長が任命する。
- 3 選任に際しては評議委員会への諮問や利用者等からの意見聴取を行うものとする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。再任は妨げない。
- 5 委員の報酬は、中立性の確保のため実費弁償を除き、無報酬とする。ただし、設置の形態や報酬の決定方法によって中立性を確保できる場合は、報酬を出すことは差し支えないものとする。

(委員の職務)

第6条 委員は次の職務を行う。

- (1) 苦情受付担当者から受付けた苦情内容の報告聴取
- (2) 苦情内容を受付けた旨の苦情申出人への通知
- (3) 利用者からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出人への助言
- (5) 事業者への助言
- (6) 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見傾聴

(利用者への周知)

第7条 苦情解決責任者は、利用者等に対し、施設内及び事業所内掲示板へのポスターの掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。

(苦情の受付)

第8条 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情は随時受け付ける。

- 2 苦情担当者は、苦情の受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。
 - (1) 苦情の内容
 - (2) 苦情申出人の希望
 - (3) 第三者委員への報告の要否
 - (4) 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員立会い、助言の要否
- 3 前項の3及び4が不要の場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情の報告・確認)

第9条 苦情受付担当者は、受付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示した場合を除く。

- 2 投書等匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。
- 3 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対し報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第10条 第4条(4)にて解決に至らない場合は、苦情解決責任者は、苦情申出人との話

し合いによる解決に努める。

- 2 苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて、第三者委員の助言を求めて話し合いを行うことができる。
- 3 第三者委員の立会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。
 - (1) 第三者委員による苦情内容の確認
 - (2) 第三者委員による解決案の調整、助言
 - (3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認
 - (4) 苦情解決責任者も第三者委員の立会いを要請することができる

(苦情解決の記録、報告)

第 11 条 苦情解決の記録、報告は次により行う。

- (1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する
- (2) 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける
- (3) 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する

(苦情内容及び解決結果の公表)

第 12 条 苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、苦情内容及び解決結果をホームページ及び広報誌等において公表する。

(解決困難な苦情の対応)

第 13 条 解決困難な苦情の解決は、福井県社会福祉協議会運営適正化委員会に委ねる。

(その他)

第 14 条 この規程にない事項については、必要に応じて理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 18 日から施行する。